

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令 概要

1. 改正の背景

令和8年度より、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、「子ども・子育て支援納付金」が導入される。

法律・政令改正により、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用については、地方公務員等共済組合法上、短期給付に要する費用に含まれるものとされ、その財源は短期分や介護分と同様に、組合員の掛金と地方公共団体の負担金で50%ずつ賄うこととされている。

2. 改正の概要

上記改正を踏まえ、子ども・子育て支援納付金に係る掛金・負担金を管理するため、地方公務員等共済組合法施行規程の財務に関する規定について、所要の改正を行う。具体的には、短期経理において経理する取引に「子ども・子育て支援納付金に関する取引」を追加するとともに、経理表に勘定科目を追加する。

※ その他所要の改正を行う。

3. 公布日等

公布日：令和8年3月31日

施行期日：令和8年4月1日